

資格喪失後に保険証を使用した場合、医療費を返還していただきます

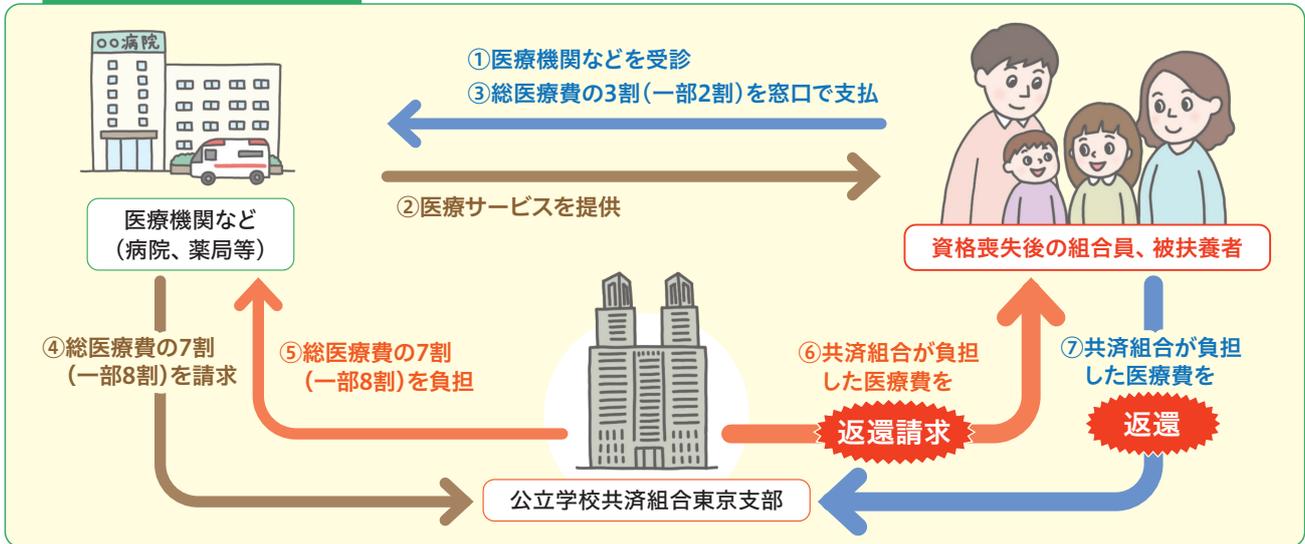
組合員または被扶養者の資格喪失後、現在お持ちの組合員証・被扶養者証（以下「保険証」）は使用できません。

保険証を使用された場合は、公立学校共済組合東京支部が負担した医療費（※）の全額を一括返還していただきます。（図参照）

「新たな保険証がまだ手元にないから」と安易に使用してしまうケースもあります。**資格喪失後は保険証を速やかに返却し、絶対に使用しないでください。**資格喪失要件については、本誌P19をご参照ください。

※総医療費の7割（一部8割）、高額療養費および附加給付等の給付金

一般的な返還事例



医療費の返還請求に関する Q & A ～資格喪失後に保険証を使用してしまったとき～

Q1 医療機関などを受診したときには保険証を使用できたのに、なぜ返還が必要なの？

A1 医療機関などでは、資格喪失日を保険証から判断できません。そのため、保険証を提示して受診できたとしても、資格喪失日以降の医療費は返還していただきます。

Q2 医療費の返還請求はいつごろ届くの？

A2 保険証の返却から約6か月後を目途に通知します。

Q3 被扶養者が資格喪失後に医療機関を受診した場合、医療費は被扶養者に直接返還請求されるの？

A3 医療費は組合員に返還請求します。

Q4 返還した後の医療費はどうなるの？

A4 新たに加えた健康保険組合に請求することで、療養費などの給付を受けられる可能性があります。請求には「入金時の領収書」と共済組合から送付する「診療報酬明細書(写)」の添付が必要です。手続や期限などの詳細は、請求先の健康保険組合にお問合せください。

受診内容によっては、100万円を超えるような高額な返還事例も発生しているよ！
誤って使用しないよう気をつけよう！



問合せ先

給付貸付課短期給付担当

☎ 03-5320-6827

